

第 22 回横浜環境活動賞審査委員会 会議録

日 時	平成 26 年 8 月 27 日（水）15 時 00 分～16 時 50 分
開催場所	横浜開港記念会館 4 号室
出席者	川崎あや委員長、戸川孝則副委員長、篠木幹子委員、為崎緑委員、若林史郎委員
欠席者	北村亘委員、山崎滋委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査方法について 2 審査基準について 3 募集案内について 4 今後のスケジュールについて
決定事項	<p>【審査方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募資料の枚数制限については、事務局案のとおり実施する。 ・資料 8-1～8-3 の表現を応募者が分かりやすいように修正する。 ・審査委員による事前質問は、前回までと同様実施する。 ・プレゼンテーションは 3 分程度、質疑応答は 5 分程度、部門ごとに休憩を 1 5 分程度、午前 10 時程度から開始し、昼食をはさむことを想定する（今後の応募状況により時間等修正あり）。 <p>【審査基準について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に実践賞を受賞したことがある個人、団体、企業、児童・生徒・学生が応募してきた場合、発展性の判断材料とするため、A 4 サイズの別紙 1 枚に、前回受賞時と比べてどこが発展したのかを記載した資料も添付する。 <p>【募集案内について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査にプレゼンテーションがあること（パソコンの使用禁止）と、一団体あたりのプレゼンテーションの時間、また、日時・会場を募集案内に記載する。 ・生物多様性についての簡単な説明を募集案内に記載する。 ・審査基準の発展性は、過去の受賞団体に限る旨を資料 8-1、8-2、8-3 に記載する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来記載しなければならない欄が記載されていない応募用紙は、事務局-応募者間で調整し、修正してから送付する。
議 事	<p>（事務局） 開会。委員紹介の前に、委員の交代がありましたので、報告します。横浜市町内会連合会の委員交代に伴い、橋本委員に代わり、山崎委員が就任しました。任期は橋本委員の在任期間となる、平成 27 年 10 月 31 日までです。それでは委員のご紹介をします。</p> <p>（各委員紹介）</p> <p>本日所要のため、北村亘様と、山崎滋様が欠席です。</p> <p>なお、本日の委員会は、横浜環境活動賞審査委員会運営要綱第 4 条第 3 項により、委員の半数以上の出席が得られていますので、成立していることを報告します。</p> <p>また、本委員会は同要綱第 5 条により公開となっています。</p> <p>同運営要綱第 4 条第 2 項の規定により、審査委員会の議長は委員長になっておりますので、以降の議事進行を、委員長よろしくお願いいたします。</p> <p>【議題（1）審査方法について】</p> <p>（川崎委員長） それでは、議事に入ります。はじめに、第 22 回の審査方法について説明をお願いします。</p>

(事務局) (資料4、及び資料5の説明)

(川崎委員長) ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。

(戸川副委員長) これまでの平均は何ページ程度だったか。応募資料は10ページが妥当か

(事務局) 各団体平均して5、6ページ。それに加えて補足の説明資料を添付しています。

(川崎委員長) 添付資料は各団体共に多かった。この添付資料をコンパクトにまとめるのが主な目的。

(為崎委員) 応募用紙と補足の添付資料を合わせて10ページという表現(資料8-1~8-3)は分かりにくいのではないか。応募用紙、補足の添付資料それぞれ何ページ以内と表現したほうが分かりやすいのではないか。

(川崎委員長) これまでは、応募用紙に多くの情報を記載する団体がいる一方で、応募用紙の記載内容はシンプルにまとめ、補足資料を多く添付する団体もいた。案で示されている応募用紙は、白紙で3ページだが、記載欄を大きくしても5ページまでにするなどとするか。

(為崎委員) やはり応募用紙の表現が分かりにくい。

資料8-1~8-3共通して、「本応募用紙と、詳細・補足資料は合わせてA4サイズ10枚以内としてください」と修正してはどうか。

(戸川副委員長) 事務局の意図として、それぞれの資料のページ数を制限していないのは、フレキシブルに記載できることを目的としているのか。

(事務局) 団体がなるべくPRしやすいようにしてもらいたいと考えている。

(川崎委員長) 応募資料10ページの割り振りで、応募用紙7枚・添付資料3枚の団体と、応募用紙3枚・添付資料7枚の団体を同じように評価するのは難しいか。

(為崎委員) 前回は、応募用紙の欄を大きくして多くの内容を記載しているのは、企業の部に多かったように思う。記述量が多くなると、論点が多岐に渡ってしまう印象がある。

(戸川副委員長) 企業は、組織が評価されるため、取組んでいることを全て記載したくなる。そのため、応募用紙の記載内容が膨大になる。企業は添付資料を選ぶことが大変なので、応募用紙の方が記載しやすい。

(川崎委員長) 欄の大きさを制限してしまうと、本当は多くの取組をしている団体が記入しきれなかった場合、正当な評価ができない恐れがある。そのため、ある程度欄の大きさに余裕を持たせた方が良いと思う。

(戸川副委員長) 応募資料の量に制限を設ければ、各部門表現方法を工夫するのではないか。

(川崎委員長) では、今回は事務局案のとおり実施し、もし評価しにくいようであれば、次回からはそれぞれの資料のページ数を定めるなどの措置をとってみようとする。また、資料8-1~8-3の表現を応募者が分かりやすいように修正する。

(川崎委員長) 事務局案では応募者のプレゼンテーションや質疑応答があるので、審査委員からの事前質問はないとしているがどうか。

(為崎委員) 事前質問がないと評価しにくいのではないか。限られた時間の質疑応答だけで十分に話せないと、プレゼン側も審査側も、お互いにフラストレーションがたまってしまうので、事前質問はあったほうがよい。その上で補足的にプレゼンテーションや質疑応答をすればよいのではないか。

(戸川副委員長) 質問にはネガティブな内容もあるため、それぞれの委員の疑問に思ったことは、事前に解決をさせておきたい。

(川崎委員長) 事前質問はこれまで通り行うものとする。

(為崎委員) プレゼンテーションを行う試みは良いが、審査する側にもかなりの集中力が要求される。資料5にある通り、合計5時間半になると、開始時の集中力が維持し続けられるか危惧される。

(川崎委員長) 実際に5時間以上かかるとすると、午前と午後に分ける必要がある。

(川崎委員長) プレゼンテーションを行わず、質疑応答だけというやり方も考えられるが、短い時間でもプレゼン

ンテーションを聞くことができれば、審査委員が応募者のことをより理解できると思う。

(篠木委員) プレゼンテーションは応募者の義務とするか。

(為崎委員) どうしても審査委員会に出席できない団体はどうするか。

(川崎委員長) 義務とするのであれば、プレゼンテーションに来られない団体は応募できないとするか、また、義務ではないが、出席できないとプレゼンテーションできない分不利になるという考えもある。

(為崎委員) 平日に審査委員会を行うのであれば、学生の出席は難しいのではないか。

(事務局) プレゼンテーションの時間を学生の部を夕方に設定するなどの対応は可能

(為崎委員) プレゼンテーションをできないからと言って、応募ができないとするのは、この賞の趣旨に合わない。もし出席できないのであれば、書面のみで審査する形がよいのではないか。

(戸川副委員長) これまでの応募者から、プレゼンテーションを行うことへのニーズはあったのか。

(事務局) 審査委員会を傍聴する中で、議論の内容が応募者の意図することとは異なるものとなった場合に、ただ傍聴するだけではなく、説明する機会がほしい旨の要望があった。

(為崎委員) やはり質疑応答をなくすわけにはいかない。

(川崎委員長) 議論を中断させる形での発言はできないが、プレゼンテーションを聞くことは団体を理解するために役立つし、団体の納得にもつながる。

(戸川副委員長) プレゼンテーションがあることと、その日時も募集要項に記載すべき。

(為崎委員) 部門ごとの審査方法については、従来のように一件ごとに審査委員同士の議論をするのではなく、各部門 20 分間で集中的に議論することになるのか。

(事務局) 前回までの一件ごとの審査委員同士の審査の代わりに、質疑応答を行うという認識。

(為崎委員) それぞれの委員の専門分野が違うので、各委員との意見交換は行いたい。ただ、20 分間でするのは難しいのではないか。

(川崎委員長) 審査委員が採点をする際に、専門分野的に分からないことがあった場合、他の委員に意見をうかがう目的で、この 20 分間を使いたい。20 分が適切かはやってみないと分からない。

(若林委員) 面接の時のことを参考にしても、1 団体あたり 10 分は短いように思える。

(川崎委員長) 事前に資料を出してあるのだから、1 団体あたりプレゼンテーションは 3 分あれば足りると思う。

(為崎委員) 本当に PR したいことを端的に言ってくださいと事前に周知しておかないと、プレゼンテーションに慣れていない団体にとっては難しいのではないか。

(川崎委員長) 3 分という事をきちんと伝えておけば、各団体工夫をしてくると思う。

(篠木委員) プレゼンテーションの際は何も見ないで話を聞くのか。

(事務局) パソコンや別途資料を配布することは想定していない。手持ちで写真やパネルを提示することはよい。見せ方についても工夫をしてほしい。

(戸川副委員長) 企業はパワーポイントが使えないことに戸惑うと思う。

(篠木委員) それについてもきちんと応募資料に記載しておくべき。

(川崎委員長) プレゼンテーションの日と、1 団体あたりの時間とパワーポイント使用不可等について応募の注意書きに全て記載しておく

(川崎委員長) 模型などを持ってくる団体もあるのではないか。

(為崎委員) 団体の入れ替えや準備をスムーズに行えるようにしなければいけない。準備も含めて 3 分と記載しておくべきではないか。

(事務局) このような発表について、場馴れしているかは団体による。

(為崎委員) 落とすためのプレゼンテーションではないので、厳しいイメージを与えてはいけない。

(川崎委員長) 少し柔らかい表現にしたほうが良い。

(為崎委員) プレゼンテーションの時間は 3 分が妥当だと思う。

- (川崎委員長) 質疑応答は5分あれば2, 3人は質問できるので十分だと思う。
応募状況にもよるが、プレゼンテーションは3分程度、質疑応答は5分程度、部門ごとに休憩を15分程度、お昼の休憩も考慮すると、午前10時くらいから開始して、一日がかりになる。
- (事務局) 各部門の採点は各部門の最後に行うが、生物多様性特別賞は、すべての採点が終わってからの発表になる。
- (川崎委員長) 応募団体は各部門の開始に間に合うよう来ればよい。
- (為崎委員) 出席できない団体については、審査委員会で審査委員による意見交換をするか
- (川崎委員長) 最後の20分の中で話し合うこととする。

【議題（2）審査基準について】

- (川崎委員長) 次に、審査方法について事務局から説明をお願いします。
- (事務局) (資料6の説明)
- (川崎委員長) ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。
- (川崎委員長) 審査基準は応募用紙と共に配布するのかわ
- (事務局) ホームページ上に応募開始と同時に公開します。
- (川崎委員長) ホームページが見られない応募者に対してはどのように周知するのかわ
- (事務局) 応募用紙を取りに来庁した応募者についてはその時合わせて渡します。また、簡易的な審査の視点については、応募用紙にも記載してあります。
- (川崎委員長) 大きな変更としては、再応募者の審査基準が回数を重ねるごとに厳しくなるということ。
- (戸川副委員長) 大賞受賞者は新しい取組での応募はできないのかわ
- (事務局) 大賞受賞者は表彰の対象となりません。
- (川崎委員長) 再応募の際、記載する取組を変えても、もともとその団体がその取組を行っていたら、それは発展しているとは言えない。
- (為崎委員) 発展したかどうかは、どのように判断するのかわ。前回の資料も確認するのかわ
- (事務局) 過去の応募資料は5年分しか残っていない。年度終了後5年を経過すると、廃棄処分となるため。
- (川崎委員長) 応募用紙の10枚とは別に、A4サイズの別紙1枚に、前回受賞時と比べてどこが発展したのかわ記載してもらったらどうか。
- (篠木委員) 応募したが受賞しなかった個人・団体が再応募した場合は、この「発展性」の対象外となる。その旨を、資料8-1、8-2、8-3に記載したほうが良い。
- (若林委員) 発展性は団体によって異なる。
- (川崎委員長) 5年以内に応募した場合は、前回の資料も参考として事務局から送付してほしい。
- (為崎委員) 前回の審査委員会でも話しが挙がったが、大学生が組織する団体は市民の部に入れるのかわ
- (川崎委員長) 大学生を市民の部として審査すると内容が幼稚に見えてしまう団体もあるのではないのかわ。落とすことが目的の賞ではないので、他の学生と同様に審査したほうが良いのではないのかわ。

【議題（3）募集案内について】

- (川崎委員長) 次に、募集案内について事務局から説明をお願いします。
- (事務局) (資料7, 8の説明)
- (川崎委員長) ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。
- (川崎委員長) 推薦用紙は公開の対象か。
- (事務局) 推薦用紙は公開の対象ではありません。
- (為崎委員) 生物多様性について理解が難しい応募者もいるのではないのかわ

	<p>(川崎委員長) 理解していない応募者もいるかもしれない。</p> <p>(為崎委員) 生物多様性について概略を募集案内に入れたほうがよい。</p> <p>(川崎委員長) 応募用紙の公開について、団体の住所は公開対象か。</p> <p>(事務局) 電話番号や住所は公開の対象外です。</p> <p>(戸川副委員長) 募集案内の表紙に子どもが多いので、少し偏っていると感じる。</p> <p>(事務局) 再度検討します。</p> <p>(戸川副委員長) 文字サイズについてはユニバーサルデザインがあるのではないか。</p> <p>(事務局) ガイドラインがあるので、それにしたがって作成します。</p> <p>(川崎委員長) 大賞受賞者は表彰の対象外だが、募集を妨げるものではない。もし応募してきた場合、受賞しないことが決まっている応募内容について審査することは難しい。</p> <p>(事務局) 記載方法を再検討します。</p> <p style="text-align: center;">【議題（４）今後のスケジュールについて】</p> <p>(川崎委員長) 次に、審査方法について事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) (資料９の説明)</p> <p>(事務局) 審査委員による書面での事前質問を行うことになったので、スケジュールは微修正します。プレゼンテーションの日程や会場が決定したら、その情報も募集案内に記載します。</p> <p>表彰式は第 21 回同様 6 月の予定です。</p> <p>(川崎委員長) 第 21 回では、本来記載しなければならない欄が記載されていない応募用紙があった。今回はそのような応募用紙があった場合、事務局で調整し、受理できるレベルに修正してから送付してほしい。</p> <p style="text-align: center;">【議題（５）その他】</p> <p>(川崎委員長) 全体を通して、委員から確認したい事項はありますか。</p> <p>(全委員特になし)</p> <p>以上ですべての議題を終わりにします。それでは事務局にお返しします。</p> <p>(事務局) 委員長はじめ、委員の皆さまには長時間にわたりご議論いただき、ありがとうございました。</p> <p>なお本日の会議録についてですが、公開とさせていただきます。では、本日の審査委員会はこれをもって終了いたします。ありがとうございました。</p>
<p>資料 1</p> <p>資料 2</p> <p>資料 3</p> <p>資料 4</p> <p>資料 5</p> <p>資料 6</p> <p>資料 7</p> <p>資料 8</p> <p>資料 9</p> <p>資料 10</p>	<p>横浜環境活動賞審査委員会 委員名簿</p> <p>横浜環境活動賞実施要綱</p> <p>横浜環境活動賞審査委員会運営要綱</p> <p>第 21 回横浜環境活動賞での課題検討について (案)</p> <p>審査方法見直しについて (案)</p> <p>審査基準 (案) (市民の部／企業の部／児童・生徒・学生の部／特別賞)</p> <p>募集案内 (案)</p> <p>応募用紙 (案) (市民の部／企業の部／児童・生徒・学生の部／推薦用紙)</p> <p>今後のスケジュールについて</p> <p>(参考資料) これまでの受賞者一覧</p>

第 22 回 横浜環境活動賞審査委員会（第 1 回）

平成 26 年 8 月 27 日（水）15 時 00 分～
於 横浜開港記念会館 4 号室

次 第

1 開 会

- (1) 環境創造局政策調整部長 あいさつ
- (2) 横浜環境活動賞審査委員会 委員紹介

2 議 事

- (1) 審査方法について
- (2) 審査基準について
- (3) 募集案内について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料 1 横浜環境活動賞審査委員会 委員名簿
- 資料 2 横浜市環境活動賞実施要綱
- 資料 3 横浜環境活動賞審査委員会運営要綱
- 資料 4 第 21 回横浜環境活動賞での課題検討について（案）
- 資料 5 審査方法見直しについて（案）
- 資料 6 審査基準（案）（市民の部／企業の部／児童・生徒・学生の部／特別賞）
- 資料 7 募集案内（案）
- 資料 8 応募用紙（案）（市民の部／企業の部／児童・生徒・学生の部／推薦用紙）
- 資料 9 今後のスケジュールについて（案）
- 資料 10 （参考資料）これまでの受賞者一覧

横浜環境活動賞審査委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

役職	氏 名	所 属
委員長	かわさき 川崎 あや	特定非営利活動法人アクションポート横浜 理事
副委員長	とがわ たかのり 戸川 孝則	横浜市資源リサイクル事業協同組合 企画室長
委員	きたむら わたる 北村 亘	東京都市大学環境学部 講師
委員	しのき みきこ 篠木 幹子	中央大学総合政策学部 准教授
委員	ためさき みどり 為崎 緑	中小企業診断士
委員	やまざき しげる 山崎 滋	横浜市町内会連合会 委員
委員	わかばやし しろう 若林 史郎	横浜商工会議所 経済政策部長

任期：平成 25 年 11 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日

※山崎委員は前橋本委員の横浜市町内会連合会委員の退任に伴い推薦されたため、

任期は平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日

横浜環境活動賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境保全・再生・創造に関し顕著な功績のあった個人、団体、企業及び児童・生徒・学生を表彰（以下「横浜環境活動賞」という）することによって、環境に対する意識高揚を図り、環境に配慮した活動を推進し、環境保全型社会の創造を図ることを目的とする。

(表彰の区分)

第2条 この要綱による表彰は、次のとおり区分することとし、(1)から(3)の各部門においては実践賞及び大賞を設置する。

- (1) 市民の部 個人及び団体に対する表彰
- (2) 企業部 企業に対する表彰
- (3) 児童・生徒・学生の部 児童・生徒（小・中学生）、学生（高校・大学生）を中心とする団体に対する表彰

2 前項に定める実践賞及び大賞の他、市長は、必要に応じて特別賞を設置することができる。

(表彰対象)

第3条 横浜環境活動賞の表彰対象は、次に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 環境保全・再生・創造に関し普及啓発、実践活動等を行い、その成果が認められるもの
- (2) 環境に配慮した活動を行い、環境保全・再生・創造の推進に貢献しているもの
- (3) その他市長が表彰に値すると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは表彰の対象としない。

- (1) 既に横浜環境活動賞大賞を受けたもの
- (2) その他市長が適当でないと認めたもの

(表彰の方法)

第4条 横浜環境活動賞の表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の場合において、記念品等を併せて授与することができる。

(候補者の募集)

第5条 横浜環境活動賞の表彰対象となる候補者は、一般公募及び横浜市の関係局区、学校長、市民団体等の推薦により募集する。推薦を行うものは、次の基準により個人、団体、企業、児童・生徒（小・中学生）、学生（高校・大学生）を中心とする団体を推薦するものとする。

2 候補者の資格は次のとおりとする。

- (1) 個人 横浜市内に居住又は勤務先を有するもの
- (2) 団体 団体の主たる活動を横浜市内で実施しているもの、若しくは団体の本拠地を横浜市内に有するもの
- (3) 企業 横浜市内に事業所を有するもの
- (4) 児童・生徒・学生 横浜市内に通学する児童・生徒（小・中学生）、学生（高校・大学生）を中心とする団体

3 推薦基準は次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項に掲げる条件を満たし、対象者の活動が他の模範となり推奨できるものであること。
- (2) 対象者の活動が、将来にわたり継続する見込があり、かつ学校・家庭や地域社会への貢献度が高いものであること。
- (3) 対象者の活動期間が、概ね3年以上であること。

(応募様式)

第6条 応募又は推薦をしようとするものは、所定の様式により行うものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、別に定める横浜環境活動賞審査委員会による審査を経て、市長が決定する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月25日から施行する。

横浜環境活動賞審査委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 環創政第 907 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号)第4条の規定に基づき、横浜環境活動賞審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 企業経営の経験を有する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選されておらず、かつ、その職務を代理する者が指名されていないとき、若しくは委員長及びその職務を代理する者とともに事故があるとき、又は委員長およびその職務を代理する者がともに欠けたときの委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長とする。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(会議の公開)

第5条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号)第 31 条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、同条ただし書各号に該当する場合は、この限りでない。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境創造局政策調整部政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に第2条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成 25 年10 月 31 日までとする。

第 21 回横浜環境活動賞での検討課題について（案）

【審査方法について】

- (1) 現在は書類による審査だが、応募者によるプレゼンテーションや、応募者と審査委員の質疑応答などを行うことについて（事務局提案）



【対応案】

- ・資料5の通り

【審査基準について】

- (1) 再応募の団体の審査基準について（第1回審査委員会）



【対応案】

- ・資料6のとおり

- (2) 「児童・生徒・学生の部」では小学校・中学校と、高校・大学で審査基準が異なるが、1つの部門なので審査基準の統一について検討すること（第1回審査委員会）



【対応案】

- ・審査基準を見直し、「児童・生徒・学生の部」の審査基準を統一する（資料6のとおり）

【募集について／応募資料について】

- (1) どのような視点で審査されるか、応募者がよりわかりやすくする。（事務局提案）
審査基準にある先駆的な取組については、募集案内に記載すべきではないか。

（第1回審査委員会）



【対応案】

- ・募集開始と同時に、審査基準をホームページで公開する（資料7のとおり）

- (2) 過去の「大賞」受賞者が再応募することについての扱いを見直すこと（第1回審査委員会）



【対応案】

・環境活動賞の趣旨は、環境行動を実践する団体が増え、発展することなので、2度目の表彰はなしとする。

※表彰はないが、応募自体を拒むものではない。

- ・募集案内に追記する（資料7、資料8-1～3のとおり）

(3) 受賞者の応募書類の公開について検討すること（第1回審査委員会）



【対応案】

- ・公開に同意していただいた受賞者の応募書類をホームページで公開する。
- ・公開の時期は、受賞者決定後速やかに行うものとする。
- ・資料が公開になる可能性がある旨、応募上の注意に追記する

(資料8-1～3のとおり)

(4) 応募用紙の文字の制限について（第2回審査委員会）



【対応案】

- ・A4サイズ10枚以内であれば、自由に欄を拡大できる旨を応募用紙に明記。
- (資料5、資料8-1～3のとおり)

(5) 生物多様性に関する取組について記載する欄がほしい（第2回審査委員会）



【対応案】

- ・欄を追加する (資料8-1、8-3のとおり)

(6) 企業の部について、本社（グループ）の取組なのか、事業所独自の取組なのかが分かるようにする（事務局提案）



【対応案】

- ・企業の部の応募上の注意に注意書きを追記する。(資料8-2のとおり)

【その他】

「個人、団体、企業及び児童・生徒・学生」に対する表彰か、「活動」に対する表彰かを明確にすること（第1回審査委員会）

※第21回においては、「個人、団体、企業及び児童・生徒・学生に対しての表彰」との整理。



【対応案】

- ・実施要綱第1条に「功績のあった個人、団体、企業及び児童・生徒・学生を」と明記してある。そのため、「活動」ではなく、「個人、団体、企業及び児童・生徒・学生」に対する表彰とする。

環境活動賞審査委員会 審査方法見直しについて

1 応募資料について

第 21 回（現行）

- ①応募用紙
- ②その他団体の活動内容が分かる資料
- ③応募団体の基礎資料（会則、役員名簿、収支決算書等）

第 22 回（案）

- ①応募用紙
- ②その他団体の活動内容が分かる資料
- ③応募団体の基礎資料（会則、役員名簿、収支決算書等）
- ①+②を A 4 10 ページ以内（原則文字の大きさは 10.5pt 以上）

【見直しのねらい】

- ・事前審査資料の量に上限を設けることにより、応募団体の負担を軽減する。

2 審査の進め方について

①審査委員会（8月）

募集案内や、審査基準、審査方法、スケジュール等を確認

②募集期間（10月24日～12月12日）

③事前審査（1月～2月）

④審査委員会（本審査）（2月下旬～3月上旬）

（案1）・PR タイム（4分）、審査委員からの質疑応答（6分）

- ・部門ごとの採点（20分×3部門）
- ・生物多様性特別賞検討（10分）

〈応募数 25 団体の場合：約 5 時間半〉

（案2）・PR タイム（2分）、審査委員からの質疑応答（3分）

- ・部門ごとの採点（20分×3部門）
- ・生物多様性特別賞検討（10分）

〈応募数 25 団体の場合：約 3 時間半〉

※案1、案2ともにパソコンの使用は不可。但し、手持ちで写真等の提示は可

【見直しのねらい】

- ・団体が伝えたいことを審査委員に直接伝えることで、応募者の満足度向上と、審査ポイントを絞りやすくする。

※第 22 回は、本審査の場で審査委員からの質疑応答の時間を設けるため、事前審査時の審査委員から応募者への書類での事前質問は行わないものとする。

審査基準及び、応募用紙における参照例（案）

「応募用紙における確認欄」はあくまで主な参照例です。応募用紙のその他の欄の記載内容や、別添参考資料も参照してください。

第 22 回横浜環境活動賞審査基準 **市民の部**

1 審査基準

評価項目	評価の視点	配点	応募用紙における確認欄(参照例)
(1) 活動の継続性	<p>①過去の実績 活動期間が、概ね3年以上であるか。</p> <p>②将来性 活動が将来にわたり継続する見込みがあるか。</p>	5点	<p>①過去の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 応募者概要 中の「活動開始年」 ・ 2 最近3年間の主な活動 <p>②将来性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 今後の活動方針
(2) 地域への貢献度	<p>①地域住民の参加と自主性 地域住民の参加を得られているか。特に、課題意識を持つ地域住民などによって自主的に進めたり、独自に組織されているか。</p>	5点	<p><u>地域住民の参加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 地域との関わり ・ 4 団体の発足経緯／活動を始めたきっかけ、動機 <p><u>自主性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 地域との関わり
	<p>②他団体、学校、事業者、行政等との連携 活動が、他の市民団体、学校、事業者、行政等と連携して行われているか。</p>	5点	3 地域との関わり
(3) 活動の特色	<p>①先見性、広範性 横浜において新たな視点からの活動であるか。また、幅広い視野を持って活動を行っているか。 ※全国的に実施例があっても、横浜において新たな活動であった場合には評価対象とする。また、活動が幅広い分野に影響を及ぼすものについても評価対象とする。</p>	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 応募者概要 中の「活動の目的やねらい」 ・ 4 団体の発足経緯／活動を始めたきっかけ、動機
	<p>②活動の成果、模範性 活動の成果が具体的に認められるか。また、他の模範となり、多くの人取り組みやすい活動であるか。</p>	5点	<p><u>活動の成果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 最近3年間の主な活動 ・ 5 今までの活動（取組）や成果 <p><u>模範性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 最近3年間の主な活動

2 評価方法

- (1) 「評価の視点」(1)～(3)について、それぞれ点数化した結果をもとに評価を行い、受賞候補者を選定する。
- (2) 原則として25点満点中平均点15点以上を実践賞の対象とし、最高得点を大賞の候補として審査する。
- (3) 原則として、大賞は1者とする。
- (4) 再応募者の審査にあたっては、各々の項目について前回受賞時からの「発展性」を考慮する。

第 22 回横浜環境活動賞審査基準 企業の部

1 審査基準

評価項目	評価の視点	配点	応募用紙における確認欄(参照例)
(1) 取組姿勢、実績	①取組姿勢 事業所全体として前向きに取り組んでいるか。	5 点	2 環境に対する企業理念の設定、管理体制
	②過去の実績 原則として3年以上の実績があり、今後の継続性も見込める活動であるか。実績についての点検や改善、公表がされているか。	5 点	・ 1 応募者概要 中の「環境への取組を開始した年月」 ・ 2 環境に対する企業理念の設定、管理体制
(2) 環境保全・再生・創造への効果	①効果 環境保全・再生・創造に対する直接、間接的な効果が認められるか。	5 点	・ 3 環境に配慮した製品や技術開発、サービスの提供・導入 ・ 5 成果を上げている取組や先駆的・模範的な取組・事業
(3) 活動の特色	①地域社会等との連携、支援、参加 地域住民などと連携しながら、環境活動に積極的に取り組んでいるか。	5 点	4 事業活動において環境に配慮している取組、社会貢献活動
(4) 先駆性、模範性	①先駆性 横浜において先駆的な環境配慮型製品の開発や導入などを行っているか。 ※全国的に実施例があっても、横浜において新たな活動であった場合には評価対象とする。 ②模範性 他企業の模範となる活動であるか。(地域との連携等)	5 点	5 成果を上げている取組や先駆的・模範的な取組・事業

2 評価方法

- (1) 「評価の視点」について、それぞれ点数化した結果をもとに評価を行い、受賞候補者を選定する。なお、候補者が中小企業である場合には、その点を考慮する(大企業では例が見られるが、中小企業では先駆的等)。
- (2) 原則として25点満点中平均点15点以上を実践賞の対象とし、最高得点を大賞の候補として審査する。
- (3) 原則として、大賞は1者とする。
- (4) 再応募者の審査にあたっては、各々の項目について前回受賞時からの「発展性」を考慮する。

第 22 回横浜環境活動賞審査基準 児童・生徒・学生の部

1 審査基準

評価項目	評価の視点	配点	応募用紙における確認欄(参照例)
(1) 活動の継続性	①過去の実績 ・活動期間が、概ね3年以上であるか。 ・月1回程度定期的に、または、夏休みなど集中的に活動が行われているか。	5点	<u>①過去の実績（活動期間）</u> ・ 1 応募者概要 中の「活動開始年」 ・ 2 最近3年間の主な活動 <u>②将来性</u> ・ 6 今後の活動方針
	②将来性 ・活動が将来にわたり継続する見込みがあるか。 ・学校や地域、OB等によりサポートされているか。		
(2) 学内・地域への貢献度	①学内等への貢献度 イベント開催、成果発表等により他の生徒・学生、や家庭へ活動の輪が広がっているか。	5点	・ 3 地域との関わり
	②地域への貢献度 ・地域の活動を進め、地域住民や他団体・組織等の参加や連携を深めているか。 ・他の活動グループとの交流を進めているか。	5点	
(3) 活動の特色	①自主性、独自性 ・児童・生徒・学生が主体となって活動が行われているか。 ・横浜において新たな視点からの活動であるか。また、幅広い視野を持って活動を行っているか。 ※全国的に実施例があっても、横浜において新たな活動であった場合には評価対象とする。 また、活動が幅広い分野に影響を及ぼすものについても評価対象とする。	5点	<u>自主性</u> ・ 5 今までの活動（取組）や成果 <u>独自性</u> ・ 4 団体の発足経緯、活動を始めたきっかけ
	②活動の成果、模範性 活動の成果が具体的に認められるか。他の模範となり、多くの人が取り組みやすい活動であるか。	5点	<u>活動の成果</u> ・ 2 最近3年間の主な活動 ・ 5 今までの活動（取組）や成果 <u>模範性</u> ・ 2 最近3年間の主な活動

2 評価方法

- (1) 「評価の視点」(1)～(3)について、それぞれ点数化した結果をもとに評価を行い、受賞候補者を選定する。
- (2) 原則として25点満点中平均点15点以上を実践賞の対象とし、最高得点を大賞の候補として審査する。
- (3) 評価にあたり、応募者の年齢を十分加味する。
- (4) 原則として、大賞は1者とする。
- (5) 再応募者の審査にあたっては、各々の項目について前回受賞時からの「発展性」を考慮する。

第 22 回横浜環境活動賞審査基準 **生物多様性特別賞**

1 特別賞について

特別賞は、全応募者の中から、生物多様性の保全・再生・創造に特に貢献していると評価される者を表彰するものである。大賞、実践賞との重複受賞も可能とする。

2 受賞候補者の選出方法

- (1) 各委員が、評価基準にしたがって全応募者から 1 団体を推薦する。
- (2) 得票があった団体の中から候補者を選定する。

3 応募用紙における確認欄（参照例）

- (1) 市民の部 主に「6 生物多様性に関する取組」
- (2) 企業の部 主に「4 事業活動において環境に配慮している取組、社会貢献活動(3)生物多様性保全の取組」
- (3) 児童・生徒・学生の部 主に「6 生物多様性に関する取組」

4 評価基準

- (1) 日々の活動やイベントなどを通じ、「生物多様性」を一般に、特に子どもたちに対し、広く伝えることに貢献しているか。
- (2) 生き物がつながり、生息できる環境づくりを行っているか。
- (3) (1)、(2)を満たし、他の模範となり多くの人取り組みやすい活動であるなど、特に優れたものであるか。

【活動例】

- ・子どもたちを対象とした、生物多様性をテーマとした環境学習、自然観察会、その他イベントの開催等
- ・団体内における生物多様性を伝えるための人材育成
- ・希少野生動植物の保護
- ・団体管理の敷地内緑化や植樹また、緑化や植樹活動への参加
- ・敷地内のビオトープの整備・管理・活用
- ・生物多様性に配慮した里山管理

等

◆提出書類

自薦、他薦で提出書類が異なります。応募用紙・推薦用紙は「横浜環境活動賞」のホームページ(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kyoudou/katsudosou/>)からダウンロードしてご提出ください

(◎…提出必須 ○…必要に応じて提出 ×…提出不要)

	応募用紙	応募内容についての参考資料	推薦用紙
自薦	◎	○	×
他薦	◎	○	◎

※自薦、他薦の違いにより審査に影響することはありません。

◆応募方法

郵送の場合

【送付先】〒231-0017 横浜市中区港町1-1横浜市環境創造局政策課
提出書類に必要事項を記入し、参考資料とともに郵送してください

Eメールの場合

【メールアドレス】ks-tayou@city.yokohama.jp

参考資料の容量が多い時は、資料を別途郵送してください

※個人情報について…応募関係書類から得た個人情報は、選考や必要書類作成に使用します。法令等で認める場合を除き、前述の目的以外に使用することはありません。

(参考)第21回横浜環境活動賞受賞者

☆市民の部

大賞	新横浜町内会
実践賞	泉区農業応援隊
実践賞	NPO法人海の森・山の森事務局
実践賞	青少年みどり遊楽舎
実践賞	綱島バリケン島プロジェクト
実践賞	特定非営利活動法人こどもリクラブ
実践賞	水辺愛護会帷子川はふるさとの川の会
実践賞	横浜緑の推進団体港北区連絡会 「皇帝ダリアを咲かせようin港北プラス1」

☆生物多様性特別賞

水辺愛護会帷子川はふるさとの川の会

☆企業の部

大賞	プリンス電機株式会社
実践賞	株式会社ノーリツ 神奈川支店
実践賞	株式会社ファンケルスマイル
実践賞	生活協同組合ユーコープ
実践賞	大成建設株式会社技術センター
実践賞	三井不動産株式会社横浜支店 三井不動産レジデンシャル株式会社 横浜支店(2社共同申請)

☆児童・生徒・学生の部

大賞	横浜市立山下みどり台小学校
実践賞	神奈川県立神奈川総合高等学校エコ局
実践賞	横浜市立大学環境ボランティアStepUp↑
実践賞	生活協同組合ユーコープ

第22回横浜環境活動賞

候補者募集!

募集期間

平成26年10月24日(金)～12月12日(金)必着



☆横浜環境活動賞は、地域でさまざまな環境活動を行っている方を表彰する制度です。

☆自薦、他薦は問いません

☆皆様のご応募をお待ちしています!

募集についての詳細は中面へ!

第22回横浜環境活動賞 募集概要

横浜環境活動賞とは・・・

横浜環境活動賞は、地域で様々な環境活動を積極的に行っている市民(個人・団体)、企業、児童・生徒・学生の皆様を表彰する制度です。環境の保全・再生・創造に対する関心をより一層高めていただくとともに、地域の環境活動を推進し、環境にやさしいまちづくりを進めることを目的に、平成5年度に創設されました。

1 表彰内容

(1) 部門

「市民の部」、「企業の部」、「児童・生徒・学生の部」

(2) 表彰の種類

大賞 (各部門からそれぞれ表彰)

実践賞 (大賞以外の受賞者)

特別賞：第22回のテーマは「生物多様性」(全応募者から選考)

2 選考について

学識経験者等による横浜環境活動賞審査委員会が選考を行います。審査の視点・基準等は、各部門の詳細(右ページ)をご覧ください。選考結果は、審査委員会終了後に推薦者および応募者に文書にてお知らせします。

3 選考過程について



※スケジュールは変更の可能性があります。

応募者の方には、適宜お知らせします。



横浜市環境行動キャラクター
エコぼん

市民の部

1 応募および被推薦の対象者

(1) 個人

横浜市内で環境活動を行っている個人。(主たる活動が団体としての活動ではないこと)

(2) 団体

主たる環境活動を横浜市内で行っている団体、もしくは活動の拠点を横浜市内に有する団体。

(例：市民団体、自治会町内会等)

2 対象となる活動(取組)

市民の方が自主的に行う環境活動で、次の(1)、(2)を満たしていること。

(1) 活動期間が、おおむね3年以上あり、将来にわたり継続する見込みがある活動。

(2) 活動内容が、身近な環境の保全・再生・創造、環境に配慮した実践活動、普及啓発等の分野で地域社会への貢献度が高いもの。※行政からの委託事業は対象外です。

3 審査の視点

過去の実績・将来性、地域住民の参加・他団体等との連携、横浜における先見性、広範性、成果、模範性などの視点で審査します。

企業の部

1 応募および被推薦の対象者

市内企業(法人・組合等)。規模や業種は問いませんが、応募は事業所単位とします。

2 対象となる活動(取組)

企業経営そのものの取組姿勢から社会貢献活動まで、おおむね3年以上の実績がある取組を広く評価の対象とします。(応募用紙の記載例を参照してください)

3 審査の視点

取組姿勢、過去の実績、効果、横浜における先駆性・模範性などの特色、取組結果の公表、地域社会との連携等の視点で審査します。

児童・生徒・学生の部

1 応募および被推薦の対象者

主たる環境活動を横浜市内で行っている児童・生徒・学生の団体。(例：学内クラブ、同好会、子供会等)

2 対象となる活動(取組)

授業として取り組む活動を除き、児童・生徒・学生の皆様が自主的に行う環境活動で次の(1)、(2)を満たしていること。

(1) 活動期間がおおむね3年以上あり、将来にわたり継続する見込みがある活動。

(2) 活動内容が、身近な環境の保全・再生・創造や環境学習の実践等の分野で学内や学外の地域社会への貢献度が高いもの。

3 審査の視点

過去の実績・将来性、学内や学外における他の児童・生徒・学生や市民の参加、他団体等との連携、活動の自主性・独自性・成果・模範性などの視点で審査します。

※詳細な審査基準はホームページ(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kyoudou/katsudosyou/>)をご覧ください。

※過去に「大賞」を受賞した団体は、表彰の対象外とさせていただきます。

第 22 回横浜環境活動賞 **市民の部** 応募について

応募上の注意

- **本応募用紙は審査書類**となります。申請内容については、具体的かつ詳細にご記入をお願いします。
- 応募用紙記載内容についての詳細・補足資料（写真等）がありましたら添付してください。（コピー可。）その際、日時、場所、イベント名や説明文を記入するなど、何についての資料が分かるようにしてください。
※添付される詳細・補足資料は本応募用紙を含め、A 4 サイズ 10 枚以内としてください。（文字の大きさは 10.5pt 以上としてください。団体の規約、会則等、役員名簿、前年度の活動の収支決算書は含めません）
- 申請内容について、事務局から確認させていただく場合があります。そのため、担当者の連絡先は、必ず連絡がとれるものを記入してください。
- 申請書類・関係資料は返還しません。ご了承ください。
- 団体の方は、次の書類も添付してください。
 - ・団体の規約、会則等
 - ・役員名簿
 - ・前年度の活動の収支決算書
- 行政からの委託事業は、応募・表彰の対象外です。
- **過去に「大賞」を受賞された団体は表彰の対象外です。**
- 記載量が多く、記入欄が足りない場合等は、欄を大きくするか、別紙に記載しても構いません。その場合、**別添される詳細・補足資料と合わせて A 4 サイズ 10 枚以内**としてください。団体の規約、会則等、役員名簿、前年度の活動賞の収支決算書は含めません
- 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、「横浜環境活動賞審査委員会」は公開されます。その際、本応募用紙は連絡先等の個人情報を除き、傍聴者への配布資料となりますのでご了承ください。
- 提出いただいた応募用紙（規約、会則、役員名簿、収支決算書を除く）は、活動内容紹介のため、ホームページ上に公開させていただくことがあります。
※住所・電話番号等の個人情報に該当する情報に配慮した状態でご提出ください。また、肖像権や著作権にも十分ご注意ください。

提出・問合せ先

- 郵送の場合 〒231-0017 横浜市環境創造局政策課 （ TEL 045-671-2484 ）
 - Email の場合 ks-tayou@city.yokohama.jp
- ☆ 不明点があればお問合せください。

12 月 12 日（金）必着

【 応募者連絡先 】※担当者連絡先は、必ず連絡がとれる電話番号またはメールアドレスを記載してください。

住 所 (団体の場合は事務局等)	〒 _____	
代表連絡先	【 TEL 】	【 FAX 】
	【 E-mail 】	
担当者氏名		
担当者連絡先 (代表連絡先と同じ 場合、記入不要)	【 TEL 】	【 FAX 】
	【 E-mail 】	

★ アンケートにご協力をお願いします。

本賞の募集について、どこで知りましたか。(複数回答可)

- ちらし(入手場所: _____)
- クチコミ
- 横浜市ホームページ
- その他ホームページ(具体的に: _____)
- その他(具体的に: _____)

※本頁は応募資料の頁数に含みません

3 地域との関わり

	活動・取組等の名称	詳細内容
自治会・町内会との関わり		
学校との関わり		
他の市民団体との関わり		
企業等の関わり		
行政との関わり		(活動内容が行政の補助事業対象である場合は、補助金交付の部署名と事業名を記載ください)
環境以外の分野との関わり		

4 団体の発足経緯／活動を始めたきっかけ、動機

※ 立ち上げた主体、どのようにして活動に携わる人が増えてきたのか等も合わせ、具体的に記入してください。

※ 個人の方は、活動を始めたきっかけについて記入してください。

5 今までの活動(取組)や成果

※活動の目標・ねらいに対する成果（自己評価や活動を引き継いだメンバーが改善したこと等）を具体的に記入してください。

6 生物多様性に関する取組

※取組の中で、特に生物多様性に関するものがあれば記入してください。

※特別賞の参考とする欄であり、記載の有無は大賞、実践賞の審査には影響しません。

7 今後の活動方針

※次年度以降の目標や、活動継続のためにどう引き継いでいくのかも含めて具体的に記入してください。

8 審査にあたり、最も注目してもらいたい取組、PRポイント

※審査にあたって、団体の活動の最も注目してもらいたい／評価してもらいたい取組や、これまでの項目に当てはまらないPRポイントについて具体的に記入してください。

第 22 回横浜環境活動賞 **企業の部** 応募について

応募上の注意

- 本応募用紙は審査書類となります。申請内容については、具体的かつ詳細にご記入をお願いします。
- 応募用紙記載内容についての詳細・補足資料（写真等）がありましたら添付してください。（コピー可。）
その際、事業名や説明文を記入するなど、何についての資料が分かるようにしてください。
※添付される詳細・補足資料は**本応募用紙を含め、A4サイズ10枚以内**としてください。（文字の大きさは10.5pt以上としてください。団体の定款等、役員名簿、収支に係る書類は含めません）
- 過去に「大賞」を受賞された団体は表彰の対象外です。
- 申請内容について、事務局から確認させていただく場合があります。そのため担当者の連絡先は、必ず連絡がとれるものを記入してください。
- 申請書類・関係資料は返還しません。ご了承ください。
- 次の書類も添付してください。
 - ・団体の定款等
 - ・役員名簿
 - ・応募対象の活動に係る収支が分かる書類（前年度分）（様式は問いません）
- 行政からの委託事業は、応募・表彰の対象外です。
- 記載量が多く、記入欄が足りない場合等は、欄を大きくするか、別紙に記載しても構いません。
その場合、別添される詳細・補足資料と合わせてA4サイズ10枚以内としてください。団体の規約、会則等、役員名簿、前年度の活動賞の収支決算書は含めません
- 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、「横浜環境活動賞審査委員会」は公開されます。その際、本応募用紙は連絡先等の個人情報を除き、傍聴者への配布資料となりますのでご了承ください。
- 提出いただいた応募用紙（団体の定款等、役員名簿、収支に係る書類を除く）は、活動内容紹介のため、ホームページ上に公開させていただくことがあります。
※住所・電話番号等の個人情報に該当する情報に配慮した状態でご提出ください。また、肖像権や著作権にも十分ご注意ください。

応募用紙の記入にあたって

以下の事例を参考に、環境保全・再生・創造に係る取組について記入してください。あくまで事例であるため、自社の方針、取組内容に沿った形で記載してください。

● 「2 環境に対する企業理念の設定、管理体制」の例

(1) 基本理念・自己宣言等	環境への取組について明文化した理念や自社基準、宣言、キャッチフレーズ等	
(2) 環境マネジメントシステム関連	ア 認証等	ISO14001、エコアクション2.1等の取得状況など
	イ 組織体制	環境に配慮した企業活動推進のための専門の組織・人員の配置など
	ウ チェック機構	基準等に従った事業のチェック機構、トラブルへの適切対応など
	エ その他の取組	独自の環境マネジメントシステム、グリーン購入の推進、従業員に対する環境教育、下請・関連企業への公害防止対策の支援など
(3) 取組結果等の公表・広報	環境報告書の発行、ホームページでの公表、その他市民向けのPRなど	

● 「3 環境に配慮した製品や技術開発、サービス等の提供・導入」の例

環境配慮型商品の企画・開発・製品化、環境保全・再生・創造に関する技術の研究開発、環境配慮型素材の使用、サプライチェーン全体での取組など。

※本頁は応募資料の頁数に含みません

● 「4 事業活動において環境に配慮している取組、社会貢献活動」の例

(1)省エネ・CO2 排出量削減の取組	省エネ型設備・再生可能エネルギー利用型設備の設置、節電・節水への取組、中水道（雨水・排水利用）の設置、エコマーク商品の購入、オフィスでの紙減量の取組、敷地内の緑地化、アイドリングストップ・低公害車の導入、地球温暖化対策への取組など
(2)廃棄物削減の取組	3Rへの取組など
(3)生物多様性保全の 取組	敷地内のビオトープ化、生態系に配慮した工事や設備設置、日本経団連「生物多様性宣言」に配慮した取組など
(4)社会貢献活動	地域における環境保全等の取組、環境活動団体への出資・支援、環境関連イベントの企画・支援・参加など
(5)その他	その他（1）～（4）以外の取組

● 「5 成果を上げている取組や先駆的・模範的な取組・事業」について

応募内容の中で、特に成果を上げている取組や、他社に比べ特に先駆的・模範的だと考えられる事業・取組について、その理由を明記してください。（いくつ記入しても構いません。）

- 「3 環境に配慮した製品や技術開発、サービス等の提供・導入」、「4 事業活動において環境に配慮している取組、社会貢献活動」、「5 成果を上げている取組や先駆的・模範的な取組・事業」については、**本社（グループ）の取組なのか、事業所独自の取組なのかを明記してください。**

【応募者連絡先】※担当者連絡先は、必ず連絡がとれる電話番号またはメールアドレスを記載してください。

代表連絡先	【 TEL 】	【 FAX 】
	【 E-mail 】	
担当者氏名		
担当者連絡先 (代表連絡先と同じ 場合、記入不要)	【 TEL 】	【 FAX 】
	【 E-mail 】	

★ アンケートにご協力をお願いします。

本賞の募集について、どこで知りましたか。（複数回答可）

ちらし（入手場所： _____)

クチコミ

横浜市ホームページ

その他ホームページ（具体的に： _____)

その他（具体的に： _____)

提出・問合せ先

- 郵送の場合 〒231-0017 横浜市環境創造局政策課（TEL 045-671-2484）

- Email の場合 ks-tayou@city.yokohama.jp

☆ 不明点があればお問合せください。

12月12日（金）必着

※本頁は応募資料の頁数に含みません

【応募用紙】

1 応募者概要

事業所	名 称	(ふりがな：)		
	代表者名		従業員数	
	所在地	〒		
	ホームページアドレス			
	事業開始年月		環境への取組を開始した年月	
	事業内容			
	環境への取組について過去に受けた表彰等	(例)横浜□□賞(平成○年度)		
本社	名 称		所在地	
	総従業員数		資本金	

2 環境に対する企業理念の設定、管理体制

(1) 基本理念・自己宣言等

--

(2) 環境マネジメントシステム関連

	取組等の名称	内 容 詳 細
ア 認証等		
イ 組織体制		
ウ チェック機構		
エ その他の取組		

(3) 取組結果等の公表・広報

--

3 環境に配慮した製品や技術開発、サービス等の提供・導入

製品・サービス・技術 などの名称	内 容 詳 細

4 事業活動において環境に配慮している取組、社会貢献活動

※取組や活動を開始した年度も記載してください。

	取組や事業の名称	内 容 詳 細
(1)省エネ・CO2 排出量削減の 取組		
(2)廃棄物削減の 取組		
(3)生物多様性 保全の取組		<p>※特別賞の参考とする欄であり、記載の有無は大賞、実践賞の審査には影響しません。</p>

(4) 社会貢献活動		
------------	--	--

5 成果を上げている取組や先駆的・模範的な取組・事業

取組や事業の名称	詳細内容

6 審査にあたり、最も注目してもらいたい取組、PRポイント

※審査にあたって、団体の活動の最も注目してもらいたい／評価してもらいたい取組や、これまでの項目に当てはまらないPRポイントについて具体的に記入してください。

--

第 22 回横浜環境活動賞

児童・生徒・学生の部 応募について

応募上の注意

- **本応募用紙は審査書類**となります。申請内容については、具体的かつ詳細にご記入をお願いします。
- 応募用紙記載内容についての詳細・補足資料（写真等）がありましたら添付してください。（コピー可。）その際、日時、場所、イベント名や説明文を記入するなど、何についての資料か分かるようにしてください。
※添付される詳細・補足資料は本応募用紙を含め、A4サイズ10枚以内としてください。（文字の大きさは10.5pt以上としてください。団体（サークルやクラブ）の規約、会則等、役員名簿、収支に係る書類は含めません）
- 申請内容について、事務局から確認させていただく場合があります。そのため、担当者の連絡先は、**必ず連絡がとれるものを**記入してください。
- **申請書類・関係資料は返還しません。**ご了承ください。
- 団体の方は、次の書類も添付してください。
 - ・団体（サークル、クラブ）の規約、会則等
 - ・役員名簿
 - ・応募対象の活動に係る収支が分かる書類（前年度分）（様式は問いません）
- **行政からの委託事業は、応募・表彰の対象外です。**
- **過去に「大賞」を受賞された団体は表彰の対象外です。**
- 記載量が多く、記入欄が足りない場合等は、**欄を大きくするか、別紙に記載しても構いません。**
その場合、別添される詳細・補足資料と合わせてA4サイズ10枚以内としてください。団体の規約、会則等、役員名簿、前年度の活動賞の収支決算書は含めません
- 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、「横浜環境活動賞審査委員会」は公開されます。その際、本応募用紙は連絡先等の個人情報を除き、傍聴者への配布資料となりますのでご了承ください。
- 提出いただいた応募用紙（規約、会則、役員名簿、収支に係る書類を除く）は、活動内容紹介のため、ホームページ上に公開させていただくことがあります。
※住所・電話番号等の個人情報に該当する情報に配慮した状態でご提出ください。また、肖像権や著作権にも十分ご注意ください。

提出・問合せ先

- 郵送の場合 〒231-0017 横浜市環境創造局政策課 （TEL 045-671-2484）
 - Email の場合 ks-tayou@city.yokohama.jp
- ☆ 不明点があればお問合せください。

12月12日（金）必着

【 応募者連絡先 】※担当者連絡先は、必ず連絡がとれる電話番号またはメールアドレスを記載してください。

住 所 (団体の場合は事務局等)	〒 _____	
代表連絡先	【 TEL 】	【 FAX 】
	【 E-mail 】	
担当者氏名		
担当者連絡先 (代表連絡先と同じ 場合、記入不要)	【 TEL 】	【 FAX 】
	【 E-mail 】	

★ アンケートにご協力をお願いします。

本賞の募集について、どこで知りましたか。(複数回答可)

ちらし(入手場所: _____)

クチコミ

横浜市ホームページ

その他ホームページ(具体的に: _____)

その他(具体的に: _____)

※本頁は応募資料の頁数に含みません

3 地域との関わり

	活動・取組等の名称	詳細内容
学内の生徒 や先生、 保護者との 関わり		
自治会・ 町内会と の関わり		
学外団体 との関わり		
企業等の 関わり		
行政との 関わり		(活動内容が行政の補助事業対象である場合は、補助金交付の部署名と事業名を記載ください)
その他、 環境以外 の分野と の関わり		

4 団体の発足経緯、活動を始めたきっかけ

※ 立ち上げた主体、どのようにして活動に携わる人が増えてきたのか等も合わせ、具体的に記入してください。

5 今までの活動(取組)や成果

※活動の目標・ねらいに対する成果（自己評価や活動を引き継いだメンバーが改善したこと等）を具体的に記入してください。

※中学生以下の団体は、学生・児童が主体性を持って活動している取組（発案含む）についても具体的に記入してください。

6 生物多様性に関する取組

※取組の中で、特に生物多様性に関するものがあれば記入してください。

※特別賞の参考とする欄であり、記載の有無は大賞、実践賞の審査には影響しません。

7 今後の活動方針

※次年度以降の目標や、活動継続のために、どう引き継いでいくのかも含めて具体的に記載してください。

8 審査にあたり、最も注目してもらいたい取組、PRポイント

※審査にあたって、団体の活動の最も注目してもらいたい／評価してもらいたい取組や、これまでの項目に当てはまらないPRポイントについて具体的に記入してください。

第 22 回横浜環境活動賞 推薦用紙

被推薦者	
------	--

推薦者	推薦者名		
	代表者名 (団体の場合)		
	住所	〒	
	【TEL】	【FAX】	【E-mail】
	担当者名 (団体の場合)		

推薦理由

平成 26 年 月 日

★ アンケートにご協力をお願いします。本賞の募集について、どこで知りましたか。(複数回答可)

- ちらし (入手場所: _____)
- クチコミ
- 横浜市ホームページ
- その他ホームページ (具体的に: _____)
- その他 (具体的に: _____)

今後のスケジュールについて（案）

8月27日：	第1回審査委員会 ・審査方法、基準等の確認
10月24日～12月12日：	募集期間 応募資料取りまとめ後、事務局から応募者へ事前質問 事務局から審査委員へ応募資料一式送付
1月上旬：	委員による応募資料確認・事前審査
2月下旬まで：	審査委員は事前採点表を事務局まで提出
3月上旬～中旬：	第2回審査委員会（本審査） ・応募者によるプレゼンテーション ・採点（事前審査及び、当日の審議を受け、 <u>最終採点</u> を行います） ・受賞候補者の決定
3月下旬：	受賞者の決定

※それぞれの期日は、依頼時にお知らせします。

※第13回までの名称は「横浜環境保全活動賞」

第1回・5年度	市民	横浜にとんぼを育てる会 帷子小ウオッチングクラブ モルフォ生物同好会 横浜・ゴミを考える連絡会 横浜自然観察の森友の会 大岡川の再生をすすめる会	第7回・11年度	市民	あおぼく・川を楽しむ会 アゲイン瀬谷 和泉川源流を楽しむ会 港南台自然観察クラブ・クロロ ソフトエネルギープロジェクト
	企業	日本電気株式会社横浜事業場 東洋製罐株式会社横浜工場 株式会社東芝生産技術研究所 生活協同組合コープかながわ		企業	石川島播磨重工業株式会社横浜事業所 株式会社東芝横浜事業所 株式会社フジタ横浜支店 武蔵工業大学環境情報学部
第2回・6年度	市民	海をつくる会 鴨池公園愛護会 けやきが丘森林愛護会 横浜市牛乳パックの再利用をすすめる連絡会 寺家ふるさと村体験農業振興組合 フリーマーケット「緑区民ふれあい市場」緑実施世話人会	第8回・12年度	市民	大岡川 Fun Club 市沢・仏向の谷戸に親しむ会 みどりの学校 横浜自然観察の森友の会 雑木林ファンクラブ 早淵川をかなでる会 上山ふれあいの樹林愛護会
	企業	相鉄ローゼン株式会社 東京電力株式会社神奈川支店鶴見支社 日本鋼管株式会社鶴見製作所		企業	神奈川機器工業株式会社 本社・工場 東京ガス株式会社 環境エネルギー館 東京ガス株式会社 根岸工場 東京電力株式会社 西火力事業所横浜火力発電所 日立湘南電子株式会社 本社工場 三菱重工業株式会社 横浜製作所
第3回・7年度	市民	三ツ沢せせらぎ緑道のほたるを育てる会 自然に学ぶ会 ファイバークリサイクルネットワーク 中田ふれあいの樹林愛護会 峰岡町二丁目自治会	第9回・13年度	市民	荒井沢市民の森愛護会 かなざわ森沢山の会 宮沢の森愛護会 特定非営利活動法人 よこはま水辺環境研究会
	企業	大成建設株式会社横浜支店 ムラタ計測器サービス株式会社 株式会社イトーヨーカ堂(上永谷店他8店) 生活クラブ生活協同組合・神奈川		企業	株式会社CRC総合研究所データセンター事業部 川本工業株式会社 株式会社 サカクラ 株式会社 リコー中央研究所 株式会社 ニコン横浜製作所
第4回・8年度	市民	戸塚ホテル研究会 恩田の谷戸ファンクラブ ラブリバートリップ大岡川 並木谷堆肥利用組合 ふるさと侍従川に親しむ会	第10回・14年度	市民	野庭・馬洗川自然愛護会 みどり・川と風の会
	企業	株式会社エフピコ横浜営業所 麒麟ビール株式会社横浜工場 日本石油精製株式会社根岸製油所 みなとみらい21リサイクル推進協議会		企業	日本発条株式会社 横浜事業所 東京ガス株式会社 扇島工場 株式会社 ダイイチ 済生会横浜市南部病院
第5回・9年度	市民	エコ・ライフいずみ リフォーム横浜会 泉の森ふれあい樹林愛護会 白幡緑の会 横浜市永取沢小学校PTA牛乳パック・リサイクルの会 港北区牛乳パック回収グループ	第11回・15年度	市民	EM花の会 神奈川森林エネルギー工房 北八朔公園愛護会 港北ニュータウン緑の会 横浜植物会
	企業	株式会社日立製作所横浜地区 株式会社オオスミ ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル 三菱地所株式会社横浜事業部(横浜ランドマークタワー)		企業	株式会社 竹中工務店横浜支店 工藤建設株式会社 株式会社 ユニキャット 株式会社 アベックスディーピーエフシステム 横浜市資源リサイクル事業協同組合 綱島商店街連合会
第6回・10年度	市民	鶴見川を再発見する会 HAB21イルカ研究会 松の川遊歩道(緑道)の会 白根竹の森運営委員会 港北くらしの研究会 相沢川を考える会	第12回・16年度	市民	和泉の森を育む会 梅田川水辺の楽校協議会 桜ヶ丘・森の仲間たち 野島自然観察探見隊
	企業	株式会社テルム本社 株式会社熊谷組横浜支店 株式会社日立製作所情報通信事業部 横浜市廃冷蔵庫フロン回収・処理推進協議会 松下通信工業株式会社(佐江戸工場・綱島工場)		企業	東京電力株式会社 西火力事業所 南横浜火力発電所 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 横浜支社 日本ビクター株式会社 本社・横浜工場 タカナン乳業株式会社 横浜工場 日産自動車株式会社 横浜工場

第13回・17年度	市民	和泉川東山の水辺愛護会 瀬谷市民の森愛護会 新治市民の森愛護会 神奈川県環境学習リーダー・エネルギー会 横浜メダカの会
	企業	東京電力(株)神奈川支店 (株)京急百貨店 フェリス学院大学 千代田化工建設(株)
第14回・18年度	市民	いかでで遊ぼう谷本川実行委員会 和泉川中央水辺愛護会 カマリヤン倶楽部 上矢部まちづくりの会 亀谷戸せせらぎ水辺愛護会 鴨居原市民の森愛護会 ナウカの会 平潟湾クリーンアップキャンペーン実行委員会 富士見水辺愛護会 保土ヶ谷フリーマーケット実行委員会 本郷ふじやま公園運営委員会 特定非営利活動法人 ヨコハマ倉造空間 特定非営利活動法人 楽竹会
	企業	東京ガス株式会社 神奈川支店 若築建設株式会社 横浜支店
	児童・生徒・学生	上矢部まちづくり子ども実行委員会 ガールスカウト神奈川県第8団 関東学院大学・環境サークルHEP(ヘップ) 横浜国立大学・ふるさとの水辺クラブ 横浜国立大学・西柴小学校・西柴アマモ隊 武相中学高等学校・生徒会 横浜国立大学・山元小学校・農園委員会
第15回・19年度	市民	磯子区環境を考える会 長津田小学校野草園ボランティア 堀割川魅力づくり実行委員会 もえぎ野ふれあいの樹林愛護会 横浜野菜推進委員会
	企業	国立大学法人横浜国立大学 パナソニック・モバイルコミュニケーションズ(株)佐江戸事業所
第16回・20年度	市民	下永谷小学校卒業生クラブ 鶴見大学生物部 横浜国立大学附属横浜中学校ブルーアースサミット
	企業	金沢八景—東京湾アマモ場再生会議 上郷森の会 栄さとやまのりの会 大曾根の自然を楽しむ会 同愛会リプラス 獅子ヶ谷緑地保全会 関ヶ谷市民の森愛護会
	企業	前田建設工業株式会社 横浜支店 有限会社 マルニ商店
	児童・生徒・学生	横浜市立本郷中学校科学部 戸塚まつり準備会 金沢八景クラブ

第17回・21年度	市民	新井町公園愛護会 飯田雀のお宿 まゆの会 NPO法人 Waveよこはま こどものためのオープンハウス 日本の竹ファンクラブ 南瀬谷中学校PTA 洋光台まちづくり協議会 青少年夢環境部会
	企業	株式会社岡村製作所 企画本部情報システム部
第18回・22年度	児童・生徒・学生	横浜市立浦島丘中学校 生徒会 神奈川県立荏田高等学校(1学年) 神奈川県立新羽高等学校 生徒会 環境整備委員会 横浜祭運営委員会(Y. F. A)
	市民	「大賞」 市沢・仏向の谷戸に親しむ会 「実践賞」 北八朔公園愛護会 いたち川と親しむ会 瀬上の森パートナーシップ(SMP) 鴨居駅周辺まちづくり研究会 鶴見川下流ネットワーク・鶴見 都田江川水辺愛護会 若葉台連合自治会 瀬谷環境ネット 奈良川源流域を守る会 福田誠一郎
第19回・23年度	企業	「大賞」 株式会社大川印刷 「実践賞」 横浜消防器株式会社 株式会社 横浜フリースポーツクラブ 岩井の胡麻油株式会社 スーパーホテル横浜・関内 旭硝子株式会社 中央研究所 株式会社 野毛印刷社 東京電力株式会社 横浜支社
	児童・生徒・学生	「大賞」 横浜市立汐見台中学校・環境美化委員会と全校生徒 「実践賞」 横浜市立朝比奈小学校・わくわくホテル池守り隊
第20回・24年度	市民	「大賞」 特定非営利活動法人 鶴見川流域ネットワーク 「実践賞」 海をつくる会 鶴見川舟運復活プロジェクト 松の川遊歩道(緑道)の会 めっちゃどろクラブ
	企業	「大賞」 麒麟ビール株式会社 横浜工場 「実践賞」 生活協同組合連合会 ユーコープ事業連合 トレッサ横浜
	児童・生徒・学生	「実践賞」 横浜市立十日市場中学校、及び、地域交流事業実行委員会 横浜市立南中学校 アジサイクラブ 横浜市立南希望が丘中学校 ビオトープ特別委員会
		「生物多様性特別賞」 特定非営利活動法人 鶴見川流域ネットワーク 横浜市立南希望が丘中学校 ビオトープ特別委員会

第 20 回 ・ 24 年 度	市民	「大賞」 トンボはドコまで飛ぶかフォーラム 「実践賞」 あおば学校支援ネットワーク あおば発エコ大作戦 実行委員会 大塚・歳勝土遺跡公園愛護会 トンボみちファンクラブ ファイバーリサイクルネットワーク 緑区霧が丘六丁目自治会 弥生台のせせらぎとホテルを守る会 横浜市都田第一土地改良区「不法投棄やめさせ隊」 特定非営利活動法人 楽竹会
		「大賞」 株式会社横浜八景島 「実践賞」 ia corporation株式会社 金沢事業所 アズビル株式会社ビルシステムカンパニー横浜支店 株式会社オカムラ物流 横浜物流センター JFEエンジニアリング株式会社 鶴見製作所 JFE環境株式会社 東京ガス株式会社神奈川支社横浜支店 ナイス株式会社 東日本電信電話株式会社 神奈川支店
		「大賞」 横浜市立戸部小学校 とべエコクリーン委員会 「実践賞」 横浜市立芹が谷中学校 環境活動部 横浜市立新羽中学校 自然科学部 横浜市立三保小学校
		「生物多様性特別賞」 トンボはドコまで飛ぶかフォーラム
第 21 回 ・ 25 年 度	市民	「大賞」 新横浜町内会 「実践賞」 泉区農業応援隊 NPO法人 海の森山の森事務局 青少年みどり遊楽舎 綱島バリケン島プロジェクト 特定非営利活動法人こどもリクラブ 水辺愛護会帷子川はふるさとの川の会 横浜緑の推進団体港北区連絡会 (「皇帝ダリアを咲かせようin港北プラス1」)
		「大賞」 プリンス電機株式会社 「実践賞」 株式会社ノーリツ 神奈川支店 株式会社ファンケルスマイル 生活協同組合ユーコープ 大成建設株式会社技術センター 三井不動産株式会社 横浜支店 三井不動産レジデンシャル株式会社 横浜支店
		「大賞」 横浜市立山下みどり台小学校 「実践賞」 神奈川県立神奈川総合高等学校エコ局 横浜市立大学環境ボランティアStepUp ↑ 横浜市立矢向小学校ビオトープ委員会
		「生物多様性特別賞」 水辺愛護会帷子川はふるさとの川の会

市民の部(130)、企業の部(91)、児童等の部(30)
合計251団体